

# 「本校のいじめ防止の取組」について

## 法による「いじめ」の定義について

いじめは、いじめ防止対策推進法によって「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定されています。

社会通念上のいわゆる「いじめ」だけでなく、従来では「けんか」や「お互い様」と捉えられていたような人間関係によるトラブルを含めて「いじめ」と捉え、早期に対応することが重要です。

すべての児童・生徒が安全・安心な学校生活を送るために、「いじめ」の定義があります。

## 令和6年度の本校の「いじめの認知件数」について (令和6年11月末現在)

令和6年度の本校のいじめの認知件数は、11月末現在15件です。内容は「ひやかしなどの悪口」「仲間はずれ」「軽くたたく、ける」がありました。いじめ防止対策推進法に基づき、積極的にいじめを認知しています。認知した内容については、児童から話を聞き、当該児童に指導を行っております。また、内容によっては管理職や生活指導部と連携して組織的に対応しています。

引き続き「いじめ見逃しゼロ」を目指し、いじめの早期発見・早期対応を行ってまいります。

## 本校の「いじめ防止の取組」について

本校では、学校いじめ防止基本方針に則り、いじめに組織的に対応しています。

お子様のことで何か心配事や違和感を感じたら、ぜひ学級担任に相談してください。学校いじめ対策委員会にて組織的に対応していきます。